

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-造船・船用工業分野の基準について-」の一部改正について

令和元年11月29日

「造船・船用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領(平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・国土交通省)の一部改正に伴って、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-造船・船用工業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P3-4	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用要領(抜粋)	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 造船・船用工業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の試験合格又は下記2の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。 また、2号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 造船・船用工業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)のいずれかの試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。 また、2号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)

			業務をいう。	の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務をいう。
2	P7	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準</p> <p>【関係規定】 分野別運用要領(抜粋)</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 従事する業務と技能実習2号移行対象職種との関連性</p> <p>造船・船用工業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能力水準を満たすものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。</p> <p>この場合、当該職種に係る第2号技能実習を修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1) 造船・船用工業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能力水準を満たすものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。</p> <p>この場合、当該職種に係る第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。</p> <p>(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。</p>
3	P7-8	第2 特定技能外国	○ なお、1号特定技能外国人が従事する業務区分に	○ なお、1号特定技能外国人が従事する業務区分に

		人が有すべき技能水準	<p>応じ、本要領別表に記載された技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。</p>	<p>応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。</p> <p>○ 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。</p>
4	P8	<p>第2 特定技能外国人 人が有すべき技能水準 【確認対象の書類】</p>	<p>○ 試験合格者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能水準を証するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> 造船・船用工業分野特定技能1号試験（仮称）（溶接）の合格証明書の写し 造船・船用工業分野特定技能1号試験（仮称）（塗装）の合格証明書の写し 技能検定3級（塗装）の合格証明書の写し 造船・船用工業分野特定技能1号試験（仮称）（鉄工）の合格証明書の写し 技能検定3級（鉄工）の合格証明書の写し 造船・船用工業分野特定技能1号試験（仮称）（仕上げ）の合格証明書の写し 技能検定3級（仕上げ）の合格証明書の写し 造船・船用工業分野特定技能1号試験（仮称）（機械加工）の合格証明書の写し 技能検定3級（機械加工）の合格証明書の写し 造船・船用工業分野特定技能1号試験（仮称）（電気機器組立て）の合格証明書の写し 技能検定3級（電気機器組立て）の合格証明書の写し 	<p>○ 試験合格者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能水準を証するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> 造船・船用工業分野特定技能1号試験（溶接）の合格証明書の写し 造船・船用工業分野特定技能1号試験（塗装）の合格証明書の写し 技能検定3級（塗装）の合格証明書の写し 造船・船用工業分野特定技能1号試験（鉄工）の合格証明書の写し 技能検定3級（鉄工）の合格証明書の写し 造船・船用工業分野特定技能1号試験（仕上げ）の合格証明書の写し 技能検定3級（仕上げ）の合格証明書の写し 造船・船用工業分野特定技能1号試験（機械加工）の合格証明書の写し 技能検定3級（機械加工）の合格証明書の写し 造船・船用工業分野特定技能1号試験（電気機器組立て）の合格証明書の写し 技能検定3級（電気機器組立て）の合格証明書の写し ・ 日本語能力を証するものとして次のいずれか

			<ul style="list-style-type: none"> 日本語能力を証するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し 日本語能力試験（N 4 以上）の合格証明書の写し 	<p>国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し</p> <p>日本語能力試験（N 4 以上）の合格証明書の写し</p> <p>*ただし、修了した技能実習 2 号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習 2 号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N 4 以上）のいずれの試験も免除されます。</p>
5	P8	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【確認対象の書類】	○ 技能実習 2 号修了者の場合	○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習 2 号修了者の場合
6	別表	別表(造船・船用工業)		(注) 修了した技能実習 2 号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習 2 号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N 4 以上）のいずれの試験も免除されます。